

稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム

取得支援助成制度で最大140万円を助成！！



【内容】

夫婦のいずれかが40歳未満の若年夫婦を対象に、市内での新築住宅取得に対して助成金を交付します。助成金の額は下記の表のとおりとなり、未就学児のいる世帯や市外からの転入世帯、市内で三世代同居・近居をする世帯に対しては、額が上乘せされ最大140万円が交付されます。

世帯の種類	助成金の額
若年夫婦世帯	20万円
若年夫婦世帯かつ子育て世帯	60万円
若年夫婦世帯かつ転入世帯	60万円
若年夫婦世帯かつ子育て世帯かつ転入世帯	100万円
若年夫婦世帯かつ子育て世帯かつ三世代同居世帯	100万円
若年夫婦世帯かつ子育て世帯かつ転入世帯かつ三世代同居世帯	140万円

- ※ 若年夫婦世帯とは、取得日（所有権保存登記の日）の属する年度の4月1日において、本人又はその配偶者が40歳未満の夫婦が属する世帯をいう。
- ※ 子育て世帯とは、取得日の属する年度の4月1日又は交付申請時において、未就学の子（出産予定の子を含む。）が属する世帯をいう。
- ※ 転入世帯とは、その世帯に属するすべての者が転入した世帯（住宅の取得日から2年以内の転入で、転入日から起算して過去2年間、市の住民基本台帳に記載されていないこと。）をいう。
- ※ 三世代同居世帯とは、若年夫婦世帯かつ子育て世帯と若年夫婦の親（又は祖父母）が属する世帯が、市内で同居又は市内の別の住宅に居住する世帯をいう。

市内の各金融機関（常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、JA稲敷）において、住宅ローンの金利優遇があるので是非ご利用ください！！

※ 市内にある支店が該当となりますので、詳細につきましては各金融機関にお問い合わせ願います。



お問い合わせや申請は、
稲敷市 地域振興部 まちづくり推進課へ！！
TEL 029-892-2000（代）

【要件】

- (1) 令和4年3月31日までに市内で取得したものであること。
- (2) 専用住宅又は併用住宅であって、新築（※）又は新築住宅を売買により取得したものであること。ただし、相続、贈与その他対価を伴わない事由により取得した場合を除く。
※新築…新たに建築された住宅又は建築後使用されたことのない工事完了から2年以内の住宅
- (3) 当該住宅の表示、所有権の保存又は移転の登記がなされ、若年夫婦いずれかが所有者であること。
- (4) 専用住宅にあつては床面積、併用住宅にあつては専ら自己の住居の用に供される部分の床面積が60平方メートル以上であること。
- (5) 2親等以内の親族から購入したものでないこと。
- (6) 申請日現在において、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と同一世帯に属する者（及び親世帯に属する）全ての者が市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。
- (7) 助成金の交付申請時において若年夫婦世帯（及び親世帯）が定住していること。
- (8) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者（及び親世帯に属する者）全ての者が稲敷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 申請期間は、取得（所有権保存登記）した日から1年以内であること

【提出書類】

- (1) 稲敷市若年夫婦及び三世代マイホーム取得支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 当該住宅に居住する者の住民票の写し（発行日から1か月以内のもの）
- (3) 助成対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）
- (4) 建築確認済証の写し
- (5) 建築完了検査済証の写し
- (6) 当該住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付・評価に係る調査同意書（様式第2号）
- (8) 母子健康手帳の写し等（出産予定の子がいる場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

◎三世代同居に伴う助成金の交付を受けようとする方は次の書類についても提出願います。

- (1) 親世帯の住民票の写し（発行日から1か月以内のもの）
- (2) 三世代同居をする方の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）
※住民票で確認できる場合は省略可
- (3) 親世帯の構成員に係る稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付・評価に係る調査同意書（様式第2号）